

8 第20次報告 テーマのまとめ

【テーマ1】

市区町村において母子保健と児童福祉が連携・協働する一体的支援の充実と体制強化（こども家庭センターの設置等）

本報告において、死亡時点におけるこどもの年齢は、心中以外の虐待死事例では、「0歳」が25人（44.6%）で最も多く、3歳未満は39人（69.6%）であった。第1次報告から第20次報告までの推移をみても、「0歳」が最も多い結果が続いている。妊娠期・周産期の問題第3次報告から第20次報告までの総数でみると、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」「妊婦健康診査未受診」「妊娠届の未提出（母子健康手帳の未交付）」「若年（10代）妊娠」が多くなっている。

また、乳幼児健康診査の受診状況について、心中以外の虐待死事例では、「3～4か月児健康診査」の未受診者が7人（有効割合18.9%）、「1歳6か月児健康診査」の未受診者が4人（同16.7%）、「3歳児健康診査」の未受診者が5人（同31.3%）であった。

母子保健担当部署は原則全ての妊産婦、乳幼児とその保護者を対象とし、リスクの有無にかかわらず、ポピュレーションアプローチを行うことを基本としている。妊娠期からの出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援において、虐待の有無に関わらず、妊娠期からの整合性、連続性のある相談対応を行うことが、保護者との信頼関係の構築の基本であり、切れ目のない支援を効果的に行うために重要である。併せて、妊婦健康診査や乳幼児健康診査未受診者の早期把握が虐待予防の観点においても有用であることを再認識することが求められる。

また、児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）を除いた関係機関の関与の状況をみると、心中以外の虐待死事例では、「市区町村の母子保健担当部署（保健センター等）」の「関与はあったが虐待の認識なし」の事例が24人（42.9%）、「関与あり虐待の認識もあり」の事例についても11人（19.6%）であった。

母子保健担当部署は母子保健事業等の機会を活用して、妊産婦・乳幼児期のこどもがいる家庭の養育上の問題や保護者の心身の不調等による社会的リスクを評価し、判断するためのアセスメントツールを活用して、必要に応じて速やかに虐待対応担当部署に情報提供することが重要である。虐待対応担当部署は、母子保健担当部署からの相談や情報提供に応じてアセスメント結果を受け止め、児童福祉の視点からもアセスメントを実施し、必要な調査や関係機関との連携、支援の検討、緊急性の判断などを行うことが求められる。

改正法の施行に伴い、市区町村は「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こども等への相談支援を一体的・包括的に行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

こども家庭センターは、要支援児童等への適切な支援は勿論のこと、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して、妊娠期からの虐待予防の視点に立った一体的で包括的な相談支援体制の充実を図ることが必要である。国は令和8年度までに全国において整備することを目指していることから、今後も着実な設置が進むよう、市区町村に対して必要な支援を継続するとともに市区町村における支援体制の一層の充実を図ることが求められる。また、こども家庭センターに求められている業務の実施状況を継続的に把握し、機能の充実に向けた支援や情報提供を行う必要がある。

【テーマ2】

こどもと日々の接点を有する保育所、学校等と市区町村の虐待対応担当部署との連携強化

本報告において、関係機関から市区町村（虐待対応担当部署）へ情報提供があったのは17人（30.4%）で、「保育所・学校等」が8人（14.3%）、「保健所・保健センター」が6人（10.7%）であった。また、市区町村の虐待対応担当部署で関与した事例における相談受付経路について、心中以外の虐待死事例では、「保育所・学校等」「児童相談所」「保健所・保健センター」「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が3人（17.6%）であった。

これまでの検証結果や昨今の児童虐待が疑われる死亡事例等において、こどもと日々の接点を有する保育所等と市区町村の虐待対応担当部署との間で適切に見立ての共有がされず、保育所等から虐待につながるサインの報告がなされなかったなど、保育所等と虐待対応担当部署との連携が十分できていなかったこと等の課題が明らかとなった。

その一方で、本報告において、虐待対応担当部署が保育所等に継続的な見守りを依頼し、保育所等からこどもや保護者の状況の変化について報告を受けていたが、所属機関の問題認識や緊急性が共有されず、虐待対応担当部署の対応や支援方針の見直しに十分生かすことができなかった事例があった。虐待対応担当部署は情報提供があった場合に想定される情報共有の流れや対応についても、事前に個別ケース検討会議等において確認しておくことなど、保育所、学校等と市区町村の虐待対応担当部署との連携について、一層の連携強化が望まれる。そして、こどもの所属機関は、こどもの保育、教育を担う立場としての視点を持って、こどもとその家族のアセスメントを行い、行政機関等と積極的に連携を図り、地域でこどもの権利を守る役割を担っていることを再認識することが求められる。

【参考】

- 「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）」令和5年8月4日付 こども家庭庁支援局・こども家庭庁成育局長通知
- ・保育所、学校等からの児童相談所および市区町村の虐待対応担当部署に対する定期的な情報提供並びに緊急時の対応等について注意喚起。